

廃棄物法 改正 処理 改処

あす、政省令事項を議論

下請け運搬は修繕500万円、1㎡以下

改正廃棄物処理法の政省令事項の環境省案が明らかとなった。3日に行われる第13回廃棄物処理制度専門委員会でも提示される。建設工事に伴い生じる廃棄物を下請け事業者が運搬する場合の例外規定では、▽建築物の維持修繕工事で請負額が500万円以下▽1回に運搬する廃棄物の容積が1立方メートル以下などの案が示される。許可の有効期間を7年に延長する特例制度の判断基準には、▽電子マネーサービスの利用が可能で利用実績がある▽過去3年間の平均自己資本比率10%以上、平均経常利益が黒字、各種税金や保険料、維持管理積立金の納付額に未納がないなどが挙げられている。(関連記事9面に掲載)

今回の法改正は、元建設工場の請負契約で、請け事業者が処理責任を一本化するなど、建設工事に伴う廃棄物の適正処理の確保が柱となっている。ただし、書面による請負契約で下請け事業者が自ら運搬することを定めた場合は、当該事業者とみなされる例外規定が盛り込まれている。

これについて素案では、事業規模や運搬量に関する規定のほか、▽特別管理産業廃棄物、石綿含有廃棄物を除く▽積替保管を行わない▽運搬先が元請け業者の指定する保管場所(元請け業者が所有または使用権原を有する)または設置する処理施設で建設工事現場と同一の都道府県にある▽

建設工場の請負契約であらかじめ廃棄物の種類、性状、量、事業場の位置、運搬先、運搬の期間について具体的に定めて契約書の写しを携行することが条件に挙げられている。改正法施行を受けて、事業者自ら建設廃棄物を事業場外に保管する際には、非常災害を除きあらかじめ都道府県知事に届け出ることが必要となる。

この場合の対象は保管面積300平方メートル以上とするほか、使用年月日や所在地、産業廃棄物の種類、保管量の上限、登記事項証明書などを求める。非常災害の事後届出についても同様の書類を求め

れた場合に、現行の5年から7年に延長されるもの。

この適合条件には、過去3年間の自己資本比率や経常利益、電子マネーサービスの利用で厳しい基準を設けた。さらに、▽過去5年間、不利益処分を受けていない▽5年以上の事業実績▽ISO14001、エコアクション21などの認証取得——といった優良性評価制度に準じた内容も盛り込まれている。

さらに情報公開についても、過去3年間の事業情報を申請直前の半年間、インターネット上で公開することを求める。その内容については、処理施設の維持管理記録(3年間のほか、廃棄物の処理工程において▽過去1年間の種類ごとの受入量、処分量、委託先、

委託先ごとの処分委託量、処分区分、再生品の用途▽過去1年間の売却先(個別名称は任意、売却先ごとの売却量、用途▽焼却施設における熱回収の有無および実績▽収集運搬業における低公害車の導入状況)が追加される。

施設の各月の維持管理情報は、連続測定が必要なものを以外は翌月末日まで公表する。熱回収施設設置者の認定期間は5年間を予定。認定事業者は保管量が1日当たりの処理能力の21日分まで認められる。

7年延長は健全財務も必須

優良事業者に許可の有効期限を延長する特

例制度は、更新申請時の審査で適合と認めら